

浜 たまつばり 町政日誌

(毎月1回発行) 発行人 町長 坂本常蔵 昭和38年1月23日第三種郵便物認可
印刷所 さんゆう社印刷 定価10円

28	26	25	21	10	5	4	21	1
日	日	日	日	日	日	日	日	日
農業委員会	重点事業説明会	農協合併参事会	干拓事業説明会	定例町議会	例月出納検査	農業委員会総会	町長ペリリュー竣工式	島出発
総務委員会	米生産調整推進協議会	農業委員会	干拓事業説明会	定例町議会	例月出納検査	農業委員会総会	町長ペリリュー竣工式	島出発
3月								



4月から西小学校と改称 小学校が全部防音化に

浜小が完成

これまで、浜小学校（西小学校）の全校児童は七十一人でした。しかし、新しく谷島部落から十八名が加わり、単式学校の教育をうけることが、できるようになりました。

谷島部落には、ぜんぶで二十四人の小学生がありますが、このうち六年生六人は、今までどおり玉造小学校へ通うことになりました。

これは、小学校生活最後の一年間をなれた学校で……といふ考えのもとに、西小学校と玉造小学校を自由に選べる「自由学区」とした結果です。

この編成で、西小学校では浜と谷島の西部落から児童が通学することになりました。この結果、今までのねがいだつた複式学級が解消されます。

校舎の竣工とともに、新しい浜小学校ができたわけですが、浜小学校は四月一日から学区を編成がえして「西小学校」と校名を改称することになりました。

浜小学校が防音校舎に改築され三月二十六日に、その竣工式がおこなわれました。これで、町内にある六つの小学校は全部防音化となり、学習体制がグーンと向上することでしょう。

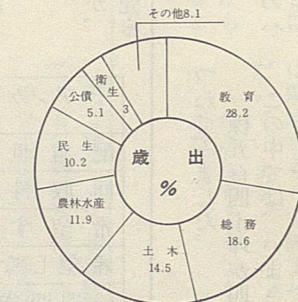
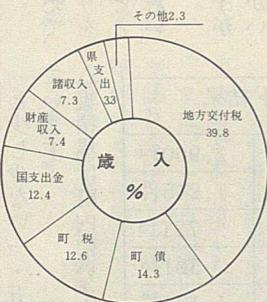
|| 安全な生活 ||

給食センターも 町はことしもまた工事のラ ＝人づくり＝

↓給食センターが完成すると
管内全部の学校で完全給食が
うけられるようになります。

このほか改良工事として千六百メートルもみこんでいます。

またはじめの年です
で、一年間の成果が期待され
ています。



ことしも建設の年

く計画です。

千五百人をみこんでいます。

農協合併を推進

|| 産業の振興 ||

ます。産業振興のための予算ですが、九千三百七十二万八千円で、昨年度に比べ二千万円の増となります。

昨年来すすめてきた農協合併の促進がスムーズにゆくよう物心両面から援助します。

また、農道を整備して、農業の近代化をはかるため四千八百メートルの舗装を計画しています。

田園都市事業は、その後期事業として二百七十七戸の共同給水事業を実施し、上山の工業団地は早期実現を図つてい

期待ください
このほか、
安全な生活を
守つてゆく上
で消防体制の
充実がのぞま
れます。
これには、
ポンプ自動車
を各分団に配
備し、強化し
ます。また救
急車の常備と
常備消防につ
いて広域行政
の中ですすめ
てゆく計画で

歳入歳出とそれぞれの各款の占める比率

それとゴミ公害。これは四月から処理場が試験的に動きはじめますが、六月からは本格的な運転ができますのでご用意下さい。

玉造幼稚園の改築、手賀小学校にプール、現原小に体育館を建設し、待望の給食センターも計画しています。 ↗

福祉問題は、中央でも「優先」の名のもとに充実をはかりつていますが、町では、これらの政策を積極的に活用して

いつものことながら、国保は受診の上昇で医療費が年々アップしています。

住みよいま

國保予算

千五百人をみこんでいます。

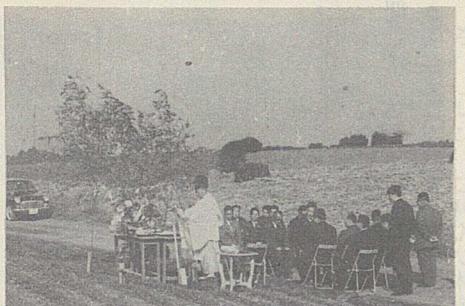
昭和47年4月10日



一般会計 九千万円減の七億一千万円 防衛庁予算が大きく減る

昭和四十七年度
特別会計新予算

國民健康保険税(歳入)	保険税	五八五六万円
	使用料及び手数料	六千円
国庫支出金	国庫支出金	七六四二万円
県支出金	県支出金	一九一萬円
緑越金	緑越金	八〇〇万円
諸収入	諸収入	一〇二万円
計	国民健康保険税(歳出)	一四五九四万円
	総務費	一三〇二万円
	保険給付費	一二六三一萬円
	保険施設費	四六〇万円
諸支出金	諸支出金	三千円
予備費	予備費	一〇〇万円
計	簡易水道(歳入)	一四五九四万円
	使用料及手数料	一二五四万円
	分担金及負担金	三三三四〇万円
国庫支出金	国庫支出金	三〇二五万円
県支出金	県支出金	一六六三万円
緑入金	緑入金	一〇〇万円
町債	町債	六三三七万円
諸収入	諸収入	一千円
合計	簡易水道(歳出)	一四六二一〇万円
総務費	簡易水道(歳出)	三五〇万円
公債費	簡易水道事業費	一三七六九万円
予備費		三〇〇万円
合計		二〇〇万円
		一四六二〇万円



学校建設スタート

この春で、町内の学校が全部新しくなりました。中学校が統合になつて新しくなつてから年月がだいぶすぎました。これは、中学校の起工式の写真です。いまから約八年前、三月二日のものです。

「係から」みなさんの中で、なつかしい写真をおもちのかぎました。また、この日出席した校長や議員もほとんど変わり、八年間の才月を示しています。季節は早春、約八年前のひとここまでです。

たがありましたら編集部まで
およせください。
写真は掲載後お返しします。
また、写真説明として三百
字程度の文章を添えてくださ
り。
やつと配り終わ
たら、また来たと
多いのです。

しているのですが、なかには
ズレているものがあるようで
す。これからは、より徹底し
ますからご協力をねがいし
ます。

廣報で知る
なつかしい
玉造町

毎月、広報た
まつくりを送つ
ていただきあり
がとうございま
す。

故郷のたより
でもある広報た
まつくりを、い
つも楽しみに読
んでいます。

もう、どのく
これが何よりもうれしいこ

らいになるでしようか。五年
ぐらい前からちょうどだいして
いるように思います。

どういういきさつを経てい
ただいているのか未だ知るこ
とができませんが、まことに
うれしい便りです。

ふるさとを離れていながら
ふるさとの様子を手にとるよ
うにわかります。

いくつになつても、生まれ
育つたふるさとの情報にふれ
ることはうれしいものです。

一隅に列記されている「出
産と死亡」の欄など、立花出
身の私は、この地区の項は特
に関心をもつて読ませていた
だいています。

これからもよろしくおねが
いします。

役書を追つて

かけでは班長もきりかわり
要領を得ないうえ、農事も忙
しくなることですから、ご配
意いただければ幸いです。
総務課 いつもお世話にな
から つており、ありがと
うございます。
班長さんから、「大変な仕
事」といつも聞かされており
町側では、少しでも手間のか
からぬようによつとめていま
おたづねの業者の注文等に
ついてお答えします。
このよだな場合には、とり
まとめをしないでもけつこう



真夏の到来

ごみ処理のアンケートを二月におこないました。その結果がほどまとまりました。これをみると、一週間で戸平均一・五袋という数字がでています。

収集開始時期について、二月号の広報紙面で四月からとお伝えしましたが、多少おくれるみごみですのでご了承ください。

ごぞんじのとおり、麻生町北浦村と協同の事業ですので決まり次第おしらせします。

そこで、今日は、みなさん

ゴミ処理
平均戸
一週間に1.5袋
各区に集積場を二か所

方針です。
残りの十七円で運賃等の手
数料にあてたいと思います。
△アンケートの結果は
役場では一戸平均、一週間

アンケート結果	
配 布 世 帯	2,960戸
回 収 件 数	1,245件
希 望 す る	721戸
希 望 し な い	521戸
一 週 間 袋 数	1,134袋
1 戸 平 均 袋 数	1.56袋

「さて、みました。一棟五百四十坪が四棟。この中では、いまきゅうりの出荷がさかんです。最盛期はすぎたとのことで、すが、ハウスはきゅうりの山。この欄では産物の紹介をするのですが、今回はハウスを紹介するにびたりの大規模なものです。役場よこのハウスには早くも真夏がおとずれているようです。

化し、「労働保険」となりました。
これは、事業内容、保険加入の状況によって、基準局扱い、県失業保険課扱いに切替えられます。

失業保険料も、労災保険と同じように、年一回概算申告概算払い制となります。説明会の開催は、あとでおしらせしますから出席して誤りのないように取扱ってください。

概算確定申告は四月一日から五月十五日までです。

終戦後の二十二年からは消防団となりました。昭和三十年に町が合併し、はつぴから現在の服にと切り替えられきました。

いまの消防団の幹部のなかにも、はつぴで火事場に出た人は少ないのではないでしょうか。

戦後の二十二年からは消
となりました
和三十年に町が合併し、
ひから現在の服にと切り
られてきました。
まの消防団の幹部のなか
はつびで火事場に出た
少ないのではないでしょ

労災保険　失業保険 改正のおしらせ

均戸
一週間に1.5袋
各区に集積場を二か所

方針です。
残りの十七円で運賃等の手
数料にあてたいと思います。
△アンケートの結果は
役場では一戸平均、一週間

各區で平均二か所。全部で八十か所を予定しています。出すときどんなことに注意すればよいのですか。

合併前は 消防団への入団を 法被(はっぴ) 民俗資料

昭和47年4月10日

農業委員会だより

仲人に一万円のお礼 農家のあとつぎ縁組

町の農業委員会では、優秀な農業後継者を確保するため、配偶者の幹旋規程を第三回農業委員会総会で決定しました。

さらに農業就業改善相談員会議を開催、今後の検討を行な

いました。

これは町内、町外のかたが

たから、現に農業を行なつて

いる後継者に「仲人」をして

もらい、そのお札に報償金を

お支払しようとするものです。

○玉造町農業後継者結婚対策

実施規程

第一条（目的）

農業後継者の確保のため

配偶者をあつせんし、その地

位を安定させ、農業に精進

させることを目的とする。

第二条（事業実施要領）

(1) 結婚あつせんは、就業相

談員、農業委員が相談員とな

り町内の団体、個人、及び他

町村の農業委員会等との協力

により行なうものとする。

(2) 事務局は毎年四月現在を

もって候補者名簿を作成補充

し、就業相談員、農業委員等に

配布する。

(3) 事務局は候補者名簿によ

り他町村との連けいを保ち配

偶者のあつせん基礎資料を作

成する。

第三条（相談員の主な所掌事

項）

(1) 相談員は候補者の家庭を

訪問し、相談あつせんに努め

る。

(2) あつせんが整つたときは、

事務局に報告する。

(3) 相談員は、候補者等につ

いて知り得た秘密は厳守する

こと。

第四条（配偶者あつせん報償金）

(1) 玉造町の農業後継者に配

偶者（婿を含む）をあつせん

した者に対する報償金を支給

する。

(2) 農業後継者とは次の者を

とができます。

(3) 事務局は金を受けるこ

とに、障害

金などを受け

られません。

六十五才にな

つても老令年

する。

(4) 現に五〇アール以上耕作

している農家の後継者。

(5) 報償金の額は、一組に対

して一〇、〇〇〇円とする。

(6) 但し、報償金の交付を受け

ようとするときは、別紙申請

書に入籍した戸籍抄本を添え

て申請すること。

付則

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第五条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第六条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第七条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第八条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第九条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第十条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第十一条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第十二条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第十三条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第十四条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第十五条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第十六条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第十七条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第十八条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第十九条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第二十条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第二十一条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第二十二条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第二十三条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第二十四条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第二十五条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第二十六条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第二十七条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第二十八条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第二十九条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第三十条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第三十一条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第三十二条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第三十三条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第三十四条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第三十五条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第三十六条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第三十七条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第三十八条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第三十九条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第四十条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第四十一条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第四十二条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第四十三条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第四十四条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第四十五条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第四十六条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第四十七条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第四十八条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第四十九条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第五十条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第五十一条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第五十二条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第五十三条（納入方法）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つたときは、

月一日より施行する。

第五十四条（納入期間）

(1) 申告する。

(2) あつせんが整つ